

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部

陸 災 防

第54回通常総会開催報告

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部の第54回通常総会が6月8日、ホテル圓山荘において、長野労働基準部監督課長を始め多数のご来賓をお招きし、盛大に開催されました。

当日は、トラック協会、交通共済等の総会も併せて行われ、限られた時間の中ではありますが、提出議案はすべて承認されました。

会員総数505名のうち出席者は55名で、委任状提出は244名でした。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

長野労働局より「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正につきまして、その主旨をご理解いただき周知徹底を図るよう指示がありました。（改正部分は別紙新旧対照表を参照願います。）



長野労発基 0607 第1号
平成 30年 6月 7日

陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部長 殿

長野労働局長



「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正について

労働行政の推進につきましては、日頃より格段のご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成 29 年の長野県における労働災害発生状況を見ると、労働災害による死亡者数は 21 人で、このうち、8 人が道路上における交通事故によるものです。この交通死亡災害のうち 7 人（87.5%）が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、第 13 次労働災害防止計画においても、バス、トラック、タクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日付け基発第 0403001 号別添）（以下「ガイドライン」という。）に定めた取組の徹底を図るなど、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう重点的に取り組むこととしています。

このガイドラインは、労働安全衛生関係法令や「改善基準告示」等とあいまって、交通労働災害の防止を図るための指針となるものであり、これに基づき、安全管理体制の確立、適正な労働時間等の管理や走行管理、安全衛生教育の実施、意識の高揚、荷主・元請け事業者による配慮、自動車運転者の健康管理の実施等について、お願いしてきたところです。

また、平成 30 年 4 月 20 日には、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業運輸安全規則の一部を改正する省令（平成 30 年国土交通省令第 40 号）が公布され、同年 6 月 1 日より施行されることを踏まえ、ガイドラインの一部が別紙（新旧対照表）のとおり改正されたところです。

つきましては、貴会・貴組合におかれましても、改正点を含め本ガイドラインの趣旨をご理解の上、会員事業場に対してその周知徹底を図られるなど、①睡眠時間の確保に配慮した適正な労働時間の管理、②乗務開始前の点呼等の実施、③早朝時間帯の走行を可能な限り避けるような走行計画の作成を始めとした、交通労働災害防止対策の推進に特段のご配慮をいただくようお願い申し上げます。

別紙 1

「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月3日付け基発第0403001号別添)の新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、<u>疾病、疲労、睡眠不足、飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	<p>第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施</p> <p>3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置</p> <p>(1) 点呼等の実施</p> <p>事業者は、安全な運転を実施させるため、<u>運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼等により、疾病、疲労、飲酒</u>その他の理由により安全な運転をすることができないことのおおそれの有無について報告を求め、その結果を記録すること。</p> <p>また、事業者は、乗務開始前24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合、睡眠時間の状況を確認すること。</p> <p>なお、点呼は対面によるものとするが、運行上やむを得ない場合は電話その他の方法で実施して差し支えないこと。</p>	

長野県フォークリフト運転競技大会の開催

下記要綱により、第39回長野県フォークリフト運転競技大会を開催します。出場希望のある事業者は、各分会事務局まで申込み下さい。

なお、上位入賞者は9月23日（日）中部トラック総合研修センター（愛知県みよし市）で行われる全国大会に出場できます。

第39回長野県フォークリフト運転競技大会実施要綱

1. 目的

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害の防止の推進に資することとする。

2. 競技部門

「一般の部」と「女性の部」の2部門とする。

女性は一般の部、女性の部のどちらかを選択できること。

3. 実施期日

平成30年9月1日（土） 9：00～ 16：00

4. 実施場所

長野地域職業訓練センター（長野市大豆島4034）

5. 参加資格（参加推薦日時点）

- (1) 会員事業所の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- (2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間（フォークリフト運転技能講習修了又は自動車免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間）人身事故を起こしたことがないこと。
- (3) 過去の県大会において3回以上入賞したものは推薦することが出来ないこと。
- (4) 過去の全国大会に2回出場したことがあるものは推薦することが出来ないこと。

6. 参加推薦

(1) 分会別推薦数

・長野分会 1名以上 ・中野分会 1名以上 ・更埴分会 1名以上
 ・上小分会 2名以上 ・佐久分会 1名以上 ・諏訪分会 1名以上
 ・上伊那分会 1名以上 ・下伊那分会 1名以上 ・中信分会 2名以上
 ・大町分会 1名以上

(2) 推薦先及び推薦期限

所属分会事務局へ8月1日（水）までに別紙「推薦書」により申込みのこと。

7. 競技種目及び配分

学科300点、点検100点、運転実技600点、合計1,000点とする。

8. 各競技種目の実施要綱

(1) 学科競技

- ① 出題数は50問とし、正誤方式とする。
- ② 出題科目並びに配点は
 - A. 関係法令、60点
 - B. 走行・荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法、180点
 - C. 運転に必要な力学、60点
- ③ 制限時間は40分とする。

(2) 点検

フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を競技者に発見させ、報告する方法とする。

制限時間は5分とし、4分経過時点で「1分前」の合図をする。

(3) 運転実技（走行及び積卸し）

基準操作技術について減点方式により採点する。

標準所要時間は5分とし、経過後は10秒以内ごとに5点を減点する。

(4) 使用車種

点 検 最大荷重1. 5トンのカウンタバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）とする。

運転実技 最大荷重2. 5トンのカウンタバランスフォークリフト（ディーゼル・トルコン車）とする。

9. 表彰

1位～5位までの入賞者に、県支部長より表彰状及びトロフィーを授与する。

（出場選手全員に参加賞を贈呈します。）

10. 全国大会への派遣

第33回全国フォークリフト運転競技大会へ規程により上位2名を派遣する。

（2名は同一企業に属していないこと）

日 時 平成30年9月23日（日） 9時00分～17時00分

場 所 中部トラック総合研修センター

（愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127）

第39回

長野県フォークリフト運転競技大会出場選手

推 薦 書

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
長野県支部 御中

分会長

印

次の者を当分会の出場選手として推薦いたします。

ふりがな	
氏 名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生
選手の住所	
資格取得月日 修了証番号	昭和・平成 年 月 日 第 号
経験年数	年 月
無事故運転 証 明	<p>上記の選手は、勤務成績が優秀であり、かつ資格取得後1年以上経過し、フォークリフト又は自動車の運転により過去1年間（人身事故は過去3年間）事故を起こしたことがないことを証明します。</p> <p>証 明 者 住 所 〒 事業者名 責任者氏名 印</p>
	(注) 出場選手の勤務先からの最寄の駅名を記入願います。 (駅)